

大家族という「白々しい嘘」

——清代台湾財産分割契約に見られるイエ言説の葛藤¹⁾——

ツー ティモシー ユンファイ*

The Extended Family as a “White Lie” : Competing Family Ideals in Qing Taiwan Family Division Contracts

Timothy Y. TSU

要旨：本稿の目的は、清代台湾における大家族を理想とする支配的イエ言説が財産相続の際にいかに空文化されたのかについて、当時の相続契約の分析を通して論じることにある。特に指摘する点は3つある。まず、清代台湾漢人社会における大家族という集合信念は、ピエール・ブルデューの言う「白々しい嘘」に相当することである。次に、漢人住民は建前としての同居と本音である相続の隔たりを埋めるための「言い訳」を用意していた点だ。三つ目は、この「言い訳」は、単なる言い逃れに留まらず、大家族の理想を根本から覆しかねない対抗言説と言える内容を持っている点である。

Abstract :

This paper examines the ideological scaffolding of inheritance contracts from pre-20th-century Taiwan. It explores how Han Chinese inhabitants on the island negotiated with the traditional extended family ideal – as expressed by the aversion to “family division” – when it became necessary to act against the cultural norm. Borrowing the concept of “white lies” from Pierre Bourdieu, this paper demonstrates that Chinese in pre-modern Taiwan not only recognized the extended family ideal as a “white lie,” but also attempted to address the discrepancy between cultural norm and social reality through rationalization. Moreover, this paper argues that some of the excuses offered for the cultural transgression went beyond mere rationalization to espousing an alternative vision that came close to supplanting the extended family ideal.

キーワード：イエ、漢人社会、相続、台湾、拡大家族

1 問題提起

フランスの社会学者ピエール・ブルデュー (Pierre Bourdieu) に言わせると、人間社会は「嘘」を必要としている (Bourdieu 1977: 43-52)。

彼が言うところの「嘘」は、特定の性質を持つ「嘘」であり、すべての嘘を含んではない。ブルデューが着目する「嘘」は、社会が容認し共有している「白々しい嘘」(white lies) であり、現実離れた社会の自己表象はこの「白々しい嘘」

*関西学院大学国際学部教授

1) 本稿の作成過程で三木まりさん、京都外国語大学の鹿内薫さんと滋賀大学の福浦厚子教授から有益な助言をいただいたことに感謝します。

の範疇に入る。ブルデューによると、北アフリカのモロッコのベルベル人 (Berbers) 社会における「平行イトコ婚」²⁾ (parallel cousin marriage) という「集合信念」(collective belief) は、この「白々しい嘘」の部類に入る。なぜなら、平行イトコ婚は、ベルベル人社会で最も望ましい婚姻の形態とされているにもかかわらず、実際調査してみるとその数は少ないという。ブルデューが *Outline of a Theory of Practice* の中で展開する praxis 理論に拠れば、こういった理想と現実の齟齬はベルベル人社会にのみ見られる特殊な現象ではなく、むしろあらゆる時代のあらゆる社会において見られる普遍的な現象であるという (Bourdieu 1977: 43-52)。もし仮に、社会が「白々しい嘘」を許容しなくなったら、人々は戦略的な行動をとることができず、現実の様々なジレンマに柔軟に対応できなくなってしまう。本稿では、清代台湾の漢人住民の相続契約に見られる家督相続をめぐるイエ言説を、ブルデューの「白々しい嘘」の視点から考察する。

清代台湾 (1683-1895) に限らず古くから漢人社会におけるイエの理想は「大家族」にあった。史料ではこの理想を「同居」(*tongju*、住居を共有する) 或は「同財」(*tongcai*、財産を共有する) と表現されることが多い。他にも「同爨」(*tongchui*、一緒に料理する) 或いは「同寝」(*tongcin*、一緒に寝る) といった親類同士が共同生活を営むことを強調する表現もよく見られる。これを現代風に表現するなら、親と子からなる「核家族」に対して、すでに結婚した息子の家族までも含む3世代以上から構成される「大家族」を肯定する考えである。この理想に背く行為は、「分家」(*fenjia*) 或は「分拆」(*fenchai*) といわれ、男兄弟が親の財産を分割相続し、兄弟一人一人が財政的に独立した家族を形成することを指す。大家族の建前においてはこのような行為は親不孝とされる。

このように清代台湾漢人社会が受け継いだ大家族の思想は、以下のように要約できる。それは1つの家族において子孫がどれだけ増えようとも分

家を作らず、財産分割もせず、家族全員が「1つの屋根の下で暮らし」、「1つの釜の飯を食べる」ことこそがイエのもっとも望ましい形態だということである。この理想に背く行為は望ましくない、「不孝」(*buxiao*、親不孝) とみなされる。

この大家族の理想は過去の話ではなく、つい最近まで漢人社会で共有されてきた。中国社会専門の人類学者ルビー・ワトソン (Ruby Watson) によると、清代中国はもちろんのこと中華民国期 (1911-1949) の漢人社会でも大家族の理想は継承されていたという (Watson 2004)。その後1949年より中華人民共和国で大きな社会変動をいくつも経験するなかで、家族構成や家族に対する考え (特に娘に対する考え方) は変化を免れえなかったと指摘している。だがワトソンは社会主義中国において大家族の理想が消滅してしまったのかどうかについては言及していない。彼女が言うように社会主義のもとで中国人の家族の様相が大きく変わったことは確かだが、客観的な現実が変わっても主観的な認識は変わっていないことも考えられるので、大家族の理想は理想としてそのまま温存されてきた可能性は残る。仮に大家族の理想が中国本土では希薄になっていったとしても、筆者の経験では少なくとも20世紀末まで一部の漢人社会では継承されていた。香港や台湾では1990年代まで、「三代同堂」(*sandai tongtang*) や「五代同堂」(*wudai tongtang*) という大家族を讃える表現が日常会話で普通に聞かれていたと記憶している。

ところが、史料を検証してみると、20世紀以前の台湾漢人社会では財産分割契約が兄弟間で頻繁に交わされていたことが分かる。大家族云々は、台湾漢人社会が抱えていた1つの「白々しい嘘」に他ならない。これに加えて一部の相続契約には、なぜ財産分割に踏み切ったかを説明する文言が含まれている。つまり、これらの契約には財産相続を正当化するための「言い訳」が付け加えられているのである。言い訳することは、主体としての人間がある理想あるいは規範の存在を認識した上で、自己の行為がそれに相反することを自

2) 平行イトコ婚は、男兄弟の子ども同士の結婚のことである。

覚していることを示す。相続のための言い訳の存在は、前近代台湾の漢人住民が漢人文化の中心とされてきた大家族の理想を自ら「白々しい嘘」だと喝破したことに他ならない。

この言い訳しようとする行為も興味深い社会現象だが、この論文では相続に関する「言い訳」の内容を分析対象にする。建前として望ましくない相続を正当化する理屈は何なのか、という問題意識を持って近代以前の台湾漢人社会におけるイエ言説の不整合性に迫る。詳しい論証は本文に委ねるが、結論を先に述べると一部の相続契約の中に意外にも大家族の理想とは真っ向から対立する主張を堂々と開陳する「言い訳」が盛り込まれているのである。その主旨としては、相続は姑息な手段などではなく、イエの発展にとって積極的かつ道理に叶った選択肢であるという露骨な対抗イエ言説である。

2 「大家族」とは

中国漢人社会では、古くから拡大家族をイエの理想としてきた。有名な自然派詩人陶淵明（365-427）が息子たちに著した書簡「與子儼等疏」には次の一節がある。

穎川韓元長，漢末名士，身處卿佐，八十而終，兄弟同居至沒齒。濟北汜稚春，晉時操行人也，七世同財，家人無怨色。

詩人の父親が子どもたちに残した教訓の中で模範として挙げたのが韓元長と汜稚春という2人の歴史人物だ。この2人に共通するのは、大家族の理想を忠実に実践していた点である。韓元長は80才の高齢まで生きたが、終世、自身の兄弟と同居することを堅持したという。汜稚春もまた、家族が7世代にわたり財産分割することなく一族として集団生活を送っていたという並並ならぬ模範を残している³⁾。韓家にしても汜家にしても大家族理想の具現そのものなのである。

やや遅れて南朝時代になると、呉均（469-520）の著書『續齊諧記』に財産分割を戒める次のよう

な逸話がある。昔、田という家の3兄弟が親の遺した財産を分割するに当たり、庭木の「紫荊樹」(zijingshu、ハナズオウ)に至るまで3つに切って分けると取り決めた。その明るる朝、つい昨日まで青々と茂っていたはずのハナズオウは枯木となっていた。あまりの異変を目の当たりにした3兄弟は自分たちの過ちに気づき、相続の取り止めを決める。すると枯れたはずのハナズオウは見る見るうちに息を吹き返したというのである。この靈験談のような話の趣旨は、いうまでもなく大家族の理想を擁護することにある。もう1つ注目に値する点は、自然界（庭木）と人間社会（3兄弟）がなんらかの形でつながっているという発想である。人間の行為を自然現象に重ねてその是非を問うという論法については、ここでは問題提起にとどめ、第4節の分析に委ねたい。

唐（618-907）の時代になっても「同居」（「義居」[yiju]ともいう）は親孝行の証しとして高く評価されていることには変わらなかった。『旧唐書』（巻188、列伝第138）に「孝友」（xiaoyou、親孝行の模範）として劉君良、宋興貴、張公藝の3人の事績が収録されている。劉宋両家は大家族の理想を体現しているとして唐の朝廷から表彰されたことがあるという。張家にいたっては隋（581-618）から唐へと時代を跨いで表彰されたという最たる模範の象徴であった。表彰された理由は、劉宋両家共に4世代に亘る一族が同居していたことにある、張家は驚いたことに9世代同居となっている。

『資治通鑑後編』（14巻10b-11a頁）によれば、唐の時代が終わり北宋の時代の淳化元年（990）に現在の江西省地方で以下のような出来事があった。

癸丑，江州言，德安縣民陳競，十四世同居，老幼千二百餘口，常苦食不足，令歲貸官米二千石。

これは江州地方に住む陳氏一族を朝廷が救済した記録である⁴⁾。この陳一族は何と14世代に亘つ

3) 全く同じ記述が『宋史』93巻18a頁にも見られる。

4) 陳競の家族に関する記述は史料に散見する。例えば『氏族大全』に「義門陳競，江州人，十四世同居，宋初ノ

て総勢千人あまりの親類縁者が集団生活を送ってきたという正真正銘の「大」家族であった。だが、家族の人口が増えすぎたために全員に十分な食べ物を確保出来ないという事態に度々陥ったという。そこで朝廷は、大家族の理想を奨励する意味で990年から救済措置として、毎年一族に一定量の食糧を援助していた。この一件からは、宋の朝廷が大家族の理想を評価し支持していたことが確認できる一方で、他方この理想を誠実に実践することはどんなに至難の業であったのかが窺い知れよう。

大家族が朝廷に表彰され史籍にその事績が語られたということは、逆にそのような理想家族の希少さの裏付けだとも理解できよう。大家族の維持は物質面において容易ではないことはいうまでもないが、もっとも大変なのはやはり一族内の人間関係だったようだ。王朝時代の中国では家族倫理を説く「家訓」(jiaxun)というジャンルがある。その代表作の1つである『袁氏世範』の著者袁采(1195年卒)は自著の中で、「同居」よりも「分家」(財産を相続すること)を薦めていることは注目に値する。彼は大家族を維持していく難しさを様々な角度から論じ、早いうちに相続するのが得策だという結論を下している。彼の持論はこうである。

兄弟當分、宜早有所定、兄弟相愛、雖異居異財、亦不害為孝義、一有交爭、則孝義何在(1巻、14b頁)

すなわち、相続を避けられないのであれば早期に財産の分け方を決めてしまった方が賢明だと述べている。相続をし、住居を別にしたとしても、兄弟仲が良好であれば親不孝にはならない。逆に同居していたとしても、兄弟間で軋轢が絶えないのであれば、それは親孝行とは言えないと、相続のメリットを説明している。

上記の引用文にとどまらず、著者の大家族に対する悲観的な態度は『袁氏世範』の随所に見られる。一族の中で年長者が目下の者をいじめること

もあれば、兄弟同士が争うこともあるという。互いに不平不満を言い合っているうちに、家族内の軋轢が公の裁判にまで発展し、結局延々と続く裁判が一族を崩壊に導くと彼は警告している。このような認識から、袁采は家族の経営維持は無理をせず相続した方がより現実的で合理的な選択であると主張する。実際、歴史研究者の李淑媛(2007)の法社会史研究において、唐宋時代(7-13世紀)財産分割をめぐる同族間の争いが頻発していた現状が検証されている。

3 「鬮書」とは

鬮書(jiushu)とは相続する時に当事者間で交わされる契約書であり、このような準法的文書は清代中国社会でごく広く一般に使われていた。「鬮」の字は本来「くじ」の意であり、くじを引くことによって、財産分割の公平性が確保されるという。鬮書は、財産相続する男兄弟がくじ引きで決定した各自の持ち分を記録し、その結果について当事者全員の合意がなされたことを証明する文書である。清代台湾の鬮書は、書式も内容も画一化されているところをみると、共通の社会認識と慣行があったと理解してもよいだろう。

では、鬮書の体裁はどうなっているのであろう。図1を見てみよう。これは1836年(道光16年)に結ばれた契約で、その内容は3つの部分から構成されている。第1部は最初の4行で、この一件の財産分割の背景が説明されている。次の2行は、財産分割の対象となる動産・不動産のリストアップ並びに各所有者(相続者)の氏名が記載されている。最後の第3部はこの契約の制作に関わった者の身分、氏名および花押が記されている。ここでは「秉筆者」(bingbiren、代筆者)1名、「房親家長」(fangqin jiazhang、立ち会った親類)1名、「知見人」(zhijianren、立ち会い人)1名、そして「立鬮書人」(lijushuren、契約者)3名の氏名が併記され、最後に契約者氏名の上に契約日が記されている。このように鬮書はその目的と内容ともに、実務文書としての性格が際立っていることが分かる。

ㄨ 旌表其門、號義門陳氏。」という記載がある(4巻356頁)。李(2007: 39-40)にも参照。

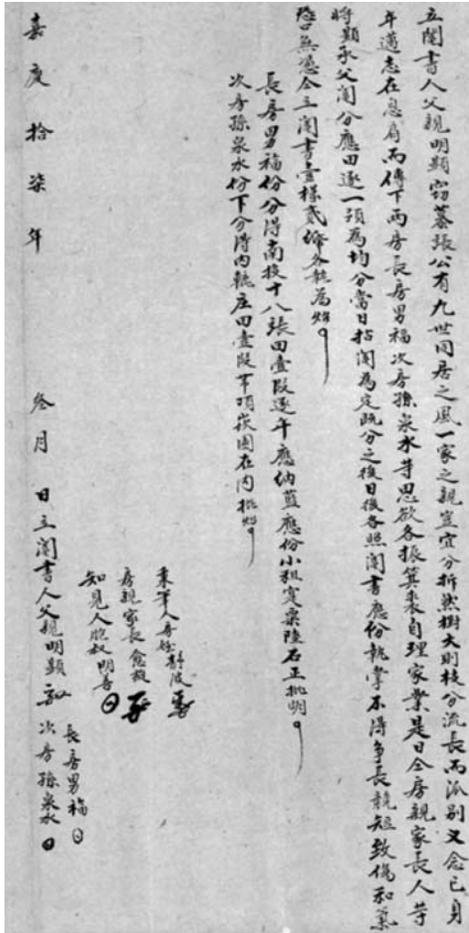


図1 圖書の例

中央研究院民族学研究所所蔵 <http://c.ianthro.tw/30211>

従来、中国の家族における相続の研究は主に財産分配のルールを解明する視点から行われてきた (Cohen 1992, 2004; 王 1969; 瀬川 2004; 富田 2006)。これらの先行研究は確かに実務文書としての相続契約の核心的な部分に迫っており、今後とも研究が継続されていくのであろう。ところが、冒頭でも述べた通り、一部の相続契約には「言い訳」という実務以外の情報も含まれている。次節では、これまでの研究では見落されてきた「言い訳」の文言に焦点を当て、そこから見えてくるイエ言説を抽出し整理していく。

4 相続への「言い訳」

前近代台湾のすべての相続契約に「言い訳」が

含まれているわけではない。大抵の場合、相続を弁護するような文章は書かれていない。かといって「言い訳」を含む契約も決して珍しいものではない。従って、相続に関する「言い訳」という行為もその内容も例外だと理解すべきではなく、むしろ一種の社会的慣行であり通念であったと見なすべきだ。

では、「言い訳」の理由あるいは理屈は何だろう。長い歴史に及んで社会に謳歌されてきた大家族の理想に背く行為を正当化するためにはどんな論理が使われているのだろうか。大家族という支配的イエ言説にどんな対抗言説が持ち出されて相続を弁明したのだろうか。弁明の文言にはいくつかのパターンが見られ、以下例を挙げて説明したい。

「言い訳」の文言は契約の冒頭に來るのが普通である。次の例を見てみよう。契約はこう始まる。

例①：

窃謂九世同居，此風實足為可慕之至，然我等原欲如斯，但家務浩繁，生齒日增，難以支理，不得已為分簞之計矣。(1873; 台湾臨時旧慣調査会 1907, pp.481-4)

「同居」が望ましい、相続はよくないという大家族の理想に賛同しながら、自分たちは「不得已」(budeyi、止むを得ず)これに背く行動を取ったというのである。これは最も基本的な自己弁明の論理だといえよう。理想は理想としてよろしいが、現実はそのはいかないという論法である。この例で注目したいのは、相続は望ましいものではなく、便宜的な対策でしかないという認識である。

次の例では違う「言い訳」の理由が挙げられている。

例②：

窃思大被同眠，共稱姜家之友愛，九世同居，咸誦公藝之遺風，但人心不古，生齒日繁，難以支理。(1840; 台湾臨時旧慣調査会 1903, pp.393-5)

大家族を賛同しつつも相続を実行するというのは現実問題を克服するための対策でしかないという論法に関しては、例①と共通だが、ここでは、具体的な理由として「人心不古」(renxin bugu)と挙げられている。つまり、「今の人は昔の人のように善良ではない」というのである。この表現は一種の決まり文句で、時間の経過とともに人間の素質全般が劣悪化していくという末法思想に似た思考である。相続を実施したことは個人の責任でもあるが、同時に社会の風潮が悪化したことにも起因しているというのである。

この2つの例は、論法でいうと消極的な「言い訳」と言えよう。「避けられない」あるいは「社会も悪いのだから仕方がない」といった弁明は、受動的で防御的な性格が強い。次に挙げる例③④はこの守りの論理にも増して、積極的な「言い訳」の論理を呈している。

例③：

然而合久必分，天之道也，變而通權，人之事也... 與其勉強同財，啟後來之隱禍，何如光明分簞，植今日之遠圖 (1990, 台湾臨時旧慣調査会 1907, pp.439-43)

例④：

分家之事，似非和氣所宜，然合久必分，正所以保其合... 欲其各成大業，因做分家之計。(1844；台湾臨時旧慣調査会 1909-11, pp.547-55)

例③は、「元々1つであったものも時が経てばバラバラになるのは自然の法則であり、人もまた常に変化に応じた融通策を利かせることが要求される」という前提で始まる。そして「無理を押し同居を強行し禍根を残すよりも、いっその事相続に踏み切り一族の将来の発展を図りたい」という相続の積極的な意義を肯定している。

例④になると、「言い訳」の論調は更に増幅し、相続は家族の感情を害すどころか、一族の団結とそれぞれのメンバーに成功をもたらしてくれると高く評価している。イエの繁盛を望むのであれば相続すべきであるという、大家族の理想に真っ向

から対立する論理になる。要するに相続は拙策と認める例①②の消極的な弁解とは違い、例③④の相続の方が妙策であるという釈明は積極的な「言い訳」への展開を見せている。

続いてこの積極的な相続の「言い訳」の根拠についてもう少し吟味してみよう。相続の実施によって家族は繁栄するという功利主義に基づく理屈にはすでに触れたが、続く3例は、相続の根拠を自然の摂理に求めたケースである。

例⑤：

立闔書人父親明顯，窃慕張公有九世同居之風，一家之親豈宜分拆，然樹大則枝分，流長而派別 (図1)

例⑥：

木水流派別，物理如此，而況於人 (1899；臨時台湾旧慣調査会 1907, pp.491-7)

例⑦：

木大分枝，水大分流，天道如斯，人情同然... 欲勉強同居，恐生嫌隙 (1863；臨時台湾旧慣調査会 1907, pp.523-5)

3例とも議論の展開は相似している。つまり、自然界を見ても木は生長と共に必ず枝分かれますし、川もまた長い流れになればなるほど多くの支流を汲むという「物理」(wuli)または「天道」(tiandao)——自然の法則——である。だが微妙なレトリックの差もある。例⑤ではまだ大家族への理想に未練がある論調を見せているのに対し、例⑥⑦では、自然界と人間界には同じ法則が通用して然りという考えを示している。特に例⑦は、相続しないことの方が「不自然」とできるとし、理想を無理してまで押し通すことは家族間に亀裂や憎悪をもたらすマイナス効果につながるとまでいっている。

下の例⑧にいたっては、相続をすることでこそイエの大きな繁栄が期待できるという、相続への保留なしの賛美が際立ってくる。

例⑧：

余等各欲自興乾坤，落葉九州，乃子孫昌大之體，於是母子相議分居之計（1873，臨時台湾旧慣調査会 1909-11，pp.328-30）

ここでは、未亡人になった母親とその息子たちが相続に合意したことによって、それぞれが家業に励み、子孫を増やし、各地に拡がり分家を作っていくという将来への期待が語られている。ここまで来ると相続のための「言い訳」も言い訳の域を超え、大家族の理想を真っ向から否定する対抗言説を打ち出しているといえよう。

5 言い訳を超えて

ブルデューは、*Practical Reason: On the Theory of Action* (1998) で「白々しい嘘」の意味をもう1つの視点から捉え、そのような「嘘」を「敬虔な偽善」(pious hypocrisy) と位置づけ、それをつくことで個人は自らが所属する集団へ「敬意」(reverence) を払っていると述べている (Bourdieu 1998: 141)。そして、社会もこの種の「嘘」を奨励することによって自己表象ができるのだと説明している。つまり、ブルデューのいう「白々しい嘘」は2つの側面を持つ。1つは、現実問題に対応するために個人が取った理想に反する戦略的行為であり、もう1つは人間集団がその結束を強化するために取るイデオロギー的な手段である。

確かに清代台湾漢人社会における大家族の理想は、ブルデューのいう「白々しい嘘」あるいは「敬虔な偽善」に当てはまる。「同居」や「同財」の言説が社会に浸透している一方で、他方相続が一般に行われていたという事実は、大家族の理想が当時の台湾では「白々しい嘘」であったことを裏付けている。そのうえ、相続契約の中に大家族の理想に賛同する文言が含まれていることは、当事者が自分の所属する漢人社会に対して「敬意」を払う行為であると、ブルデュー流に解釈することも妥当であろう。

しかし清代台湾の相続契約に照らして見たとき、ブルデューの「白々しい嘘」の概念には理論的な限界も見えてくる。それはブルデューが、研究者という「よそ者」の視点でしか見ておらず、

「原住者の視点」(native perspective) への配慮が欠如している点にある。「白々しい嘘」についている当事者は、自分が嘘をついていると認識しているのか、それともしていないのか、認識しているとすればそれに対して弁明があるのかどうか、弁明するなら、その理屈はどのようなものなのか、という一連の問題について、ブルデューは一切考慮していない。清代台湾の相続契約は、このような問題を意識させてくれただけではなく、それに答えるための素材も提供してくれているという意味で、史料としての価値を評価すべきである。

これまで列挙してきた相続契約が示しているのは、近代以前の台湾漢人住民が「白々しい嘘」をついていることを自覚した上で、自分の行為を弁護するために釈明もするということである。更に彼らの「言い訳」は実に大胆で、相続が大家族の理想に反していると認めた上で、財産分割の必要性を力説していた。無理して大家族を維持するより、早期に相続を済ませた方が望ましいと、堂々と述べていた。ここまで来ると「白々しい嘘」などつき続ける必要はなくなってくるはずだ。なぜならば、この対抗言説のおかげでイエの理想と財産分割という現実との溝がうまく埋められたからだ。

しかし我々の期待に反して大家族の理想を破棄してしまおうといった「言い訳」は見当たらない。相続は十分な正当性を持っているという主張が前面に出されつつも、大家族への憧憬は持ち続けているという状態だ。大家族は素晴らしいけれども、相続も「自然な」、いや「必然な」イエの発展であるという、論理上対立しているはずの2つのイエ言説が両立した膠着状態になっているわけだ。ブルデューの「白々しい嘘」の概念では説明しきれない、「白々しい嘘」をつかなくてもいいのにつき続け、「嘘」をつき続けているのにそれを「嘘」だと自ら暴きつつも反対の立場を掲げているという、イデオロギーと現実との葛藤が前近代台湾の漢人社会で重層的な形で続いてきたわけである。

6 おわりに

社会学者 Chan Kwok Bun は、A Family Affair : Migration, Dispersal and the Emergent Chinese Cosmopolitan という論文の中で 19 世紀半ば以来今日まで続いている海外移民によって、多くの中国人家族が世界各地に分散していること、そしてこのような家族形態は既に一般的になっているにも拘らず、この現状を「病的」(pathological)だと否定的に捉えられることがよくあると指摘している(Chan 1997)。家族は一緒に暮らすべきだという考えに対して、Chan は海外移民による家族の分散 (family dispersal) をコスモポリタン中国人家族の経営の戦略として評価すべきだと主張している。Chan のこの家族論は、ここで論じてきた台湾の相続契約に見られるイエ言説の葛藤に相通じるものがある。特に気になる点は 2 つある。まず、Chan が提唱している「分散形家族」の再評価の理論的基礎は、前近代中国人社会で既に相続の文脈の中で築き上げられていたことだ。20 世紀末の社会学者に先んじて、19 世紀の中国人は自ら大家族の優越性を疑問視し、戦略的な家族経営に正当性を与えようとしていた。もう 1 点は、まさに中国人の大家族への憧憬の深さである。いくら財産相続が一般的に行われても、移民によって数えきれない数の家族が散り散りになっても、その現実には大家族の理想を到底抹消することはできない。ブルデューの理論に戻ると、この「白々しい嘘」は中国人社会の自己表象の一部となっているからこそ、この強靱な文化的持続力を持ちうるのである。このようにこの「嘘」は 21 世紀に突入し、中国人移民によって世界各地へと拡散していくのである。

参考文献

- Bourdieu, Pierre. 1977. *Outline of a Theory of Practice*. Oxford : Oxford University Press.
 Bourdieu, Pierre. 1998. *Practical Reason : On the Theory of Action*. Stanford : Stanford University Press.

- Chan, Kwok Bun. 1997. A Family Affair : Migration, Dispersal, and the Emergent Identity of the Chinese Cosmopolitan. *Diaspora* 6(2) : 195-213.
 Cohen, Myron. 1992. Family Management and Family Division in Contemporary Rural China. *China Quarterly* 130 : 357-377.
 Cohen, Myron. 2004. Writs of Passage in Late Imperial China : The Documentation of Practical Understanding in Minong, Taiwan. In Madelein Zelin, Jonathan K. Ocko, Robert Gardella eds, *Contracts and Property in Early Modern China*, pp.37-93. Stanford : Stanford University Press.
 Watson, Ruby. 2004. Families in China : Ties That Bind? Paper prepared for "The Family Model in Chinese Art and Culture" conference volume, Tang Center for Asian Art, Princeton University, Nov. 6-7, 2004.
 袁 采. 『袁氏世範』(文淵閣四庫全書) <https://www.kanripo.org/text/KR3a0040/001#1a> (2017. 7. 28 アクセス)
 王 松興. 1969. 『龜山島：漢人漁村社会之研究』台北：中央研究院民族学研究所。
 吳 均. 『續齊諧記』 <http://ctext.org/wiki.pl?if=gb&res=15398>
 『氏族大全』(著者不明) <https://www.kanripo.org/text/KR3k0041/>
 徐 乾学. 『資治通鑑後編』 <http://ctext.org/wiki.pl?if=gb&res=849854>
 瀬川昌久. 2004. 『中国社会の人類学－親族・家族からの展望』東京：世界思想社。
 『宋史』 <http://ctext.org/wiki.pl?if=gb&res=975976>
 陶 淵明. 「與子儼等疏」 <http://ctext.org/wiki.pl?if=gb&chapter=663054>
 富田和広. 2006. 「中国農村家族と戦略理論」『県立広島大学人間文化学部紀要』1 : 123-135.
 李 淑媛. 2007. 『爭財競産：唐宋の家産與法律』北京：北京大學。
 臨時台湾旧慣調査会. 1903. 『臨時台湾旧慣調査会第一部調査第一回調査報告書付録参考書』v.1. 台北：台湾総督府臨時台湾旧慣調査会。
 臨時台湾旧慣調査会. 1907. 『臨時台湾旧慣調査会第一部調査第二回調査報告書付録参考書』v.2. 台北：台湾総督府臨時台湾旧慣調査会。
 臨時台湾旧慣調査会. 1909-11. 『臨時台湾旧慣調査会第一部調査第三回報告書台湾私法付録参考書』v.1 c. 台北：台湾総督府臨時台湾旧慣調査会。